



本番10分前
3点UP

資格★合格
◆フレール

令和7年度 司法書士試験

直前

チェック ポイント

以下の設問は正しいか、否か

憲法

1 判例の趣旨に照らすと、国が、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会経済全体の均衡のとれた調和的発展を図る目的で、立法により、個人の経済活動に対し、一定の法的規制措置を講ずる場合には、裁判所は、立法府がその裁量権を逸脱し、当該措置が著しく不合理であることの明白である場合に限り、これを違憲とすることができる。

民法

2 債権について債権者から催告がなされ、その後本来の時効期間が経過し、時効の完成が猶予されている間に、当該債権についての協議を行うことの合意が書面でされたときは、その合意により、時効の完成猶予の効力が生ずる。

3 共有する田畑を宅地に変更することは、その形状又は効用の著しい変更を伴わない軽微変更であるので、各共有者の持分の価格に従い、その過半数の賛成で変更することができる。

4 所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人又は検察官の請求により、当該請求に係る土地を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分（所有者不明土地管理命令）をすることができる。

5 債権者が、債務の全部の履行不能を理由として契約を解除しようとする場合には、不能に関し債務者の責めに帰すべき事由の存在は不要である。

6 父が嫡出否認の訴えを子ではなく子の母に対して提起しようとする場合、親権を行う母がないときは、子に未成年後見人がいるときは当該未成年後見人に対して、未成年後見人がいないときは、家庭裁判所が選任した特別代理人に対して行う。

刑法

7 Aは、Bが所有し居住する甲家屋と、甲家屋に隣接する、Cが所有し居住する乙家屋の2棟を燃やす目的で、甲家屋の壁に火を付けて乙家屋に延焼させ、これら2棟を全焼させた。Aには、2つの現住建造物等放火の既遂罪が成立する。

商法

8 株式会社は、株式の無償割当てをしようとする場合には、株主総会又は取締役会の決議により、一定の基準日を定め、当該基準日において株主名簿に記載されている株主を、その権利を行使することができる者と定めなければならない。

9 持分会社が業務を執行する社員を定款で定めた場合には、支配人の選任及び解任は、当該業務を執行する社員の過半数をもって決定する。

10 平常取引をする者の間で交互計算の契約を締結する場合、当事者の一方が商人であることを要するが、他方は商人でない者であってもよい。

解答解説

1 ○ 判例（最判昭47.11.22）は、「個人の経済活動に対しては、社会公共の安全と秩序を維持するという消極的目的のために必要で合理的な限度でその規制が許されるのみならず、経済的劣位に立つ者を保護するための積極的な社会経済政策の実施の一環として、これに一定の合理的規制を講ずることができ、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限り、これを違憲とすることができる。」とする。

2 × 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた、権利についての協議を行う旨の書面による合意は、民法151条1項の時効の完成猶予の効力を有しない（民151条3項）。

3 × 共有する田畑を宅地に変更することは、その形状又は効用の「著しい変更を伴うもの」であって、軽微変更には該当しないので、他の共有者の同意を得なければ、変更を加えることはできない（民251条1項）。

4 × 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分（所有者不明土地管理命令）をすることができる（民264条の2第1項）。請求権者は利害関係人であり、検察官から請求することはできない。

5 ○ 債務の全部について履行不能であるときは、債権者は直ちに契約を解除することができる（民542条1項1号）。解除は債務者への責任追及のためのものではなく、履行を受けられない債権者を契約の拘束力から解放する制度と認識されているため、解除の要件として、債務者の責に帰すべき事由は不要と解されるからである。不可抗力で履行不能が生じたときであっても、履行を受けられない債権者を契約の拘束力から解放するため契約の解除が認められる。

6 × 父が提起する嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であり（民775条1項1号）、親権を行う母に対して提起しようとする場合、親権を行う母がないときは、家庭裁判所が選任した特別代理人である（民775条2項）。たとえ、子に未成年後見人がいる場合でも、特別代理人を選任する。

7 × 放火罪は、公共の安全を保護法益とするものであるため、1つの放火行為で2棟の現住建造物を全焼させたとしても、1個の公共的法益を侵害したものと解され、1個の放火罪となる（大判大2.3.7）。2つの現住建造物等放火の既遂罪が成立するものではない。

8 × 株式会社は、基準日を定め、当該基準日において株主名簿に記載されている株主（基準日株主）をその権利を行使することができる者と定めることができる（会124条1項）。株式分割のように、基準日を設けなければならない旨の個別の規定がある場合を除き、基準日を設定することは会社の任意であり、義務ではない（会183条2項1号、186条1項各号参照）。

9 × 持分会社が業務を執行する社員を定款で定めたとしても、支配人の選任及び解任は、社員の過半数をもって決定する（会591条2項本文）。支配人の選解任は重要であるため、業務執行社員の過半数ではなく、社員の過半数で決する。

10 ○ 交互計算は「商人間」又は「商人と商人でない者」との間で平常取引をする場合に、一定の期間内の取引から生ずる債権及び債務の総額について相殺をし、その残額の支払をすることを約することによって効力を生ずる（商529条）。